

★令和4年度より募集要領の一部が改正されています！

令和4年度 綾町育英会奨学生募集要領

綾町育英会は、綾町居住者の子弟で高校・大学等の課程を修了するため、希望者に学費の貸与を行い、初期の目標を達成させるための事業です。

本会は、町民の皆さまからの寄付金や町補助金等で運営しており、貸し付けた奨学金を返済していただくことで育英会制度を継続しております。

申請を希望される方は、募集要領等をよく読んでご確認いただき、家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、将来、期間内の全額返済が可能かどうか等を十分考慮した上で申請してください。

対象者

- ・綾町居住者の子弟で高校、大学、大学院(修士課程に限る)、専門学校等、各種学校に進学、在学する者
- ・学業、人物ともに優秀かつ向上心に富み、学習意欲のある者
- ・保護者(連帯保証人)に各種税等の滞納のない者

奨学資金(貸付金)

改正されました！

① 高校・大学生等貸付金(Ⅰ)	月額	20,000円
② 高校・大学生等貸付金(Ⅱ)	月額	30,000円
③ 高校・大学生等貸付金(Ⅲ)	月額	40,000円
<hr/>		
④ 進学支度金(貸付型)	限度額	100,000円
⑤ 海外研修・留学等支度金(貸付型)	限度額	100,000円
⑥ 国際大会参加等支度金(給付型)	限度額	50,000円

※①～③の奨学資金は、世帯の経済状況により必要な金額をⅠ、Ⅱ、Ⅲから選択してください。(年度途中での金額の変更はできません。)

※④は、高校・大学等入学時のみとします。

※⑤は、海外研修や留学等に参加する有能な資質があり、他の模範となる意欲ある生徒や学生を対象とします。

※⑥は、スポーツや芸術文化等で特に優秀な成績を収め、海外で開催される国際大会等に出場する、他の模範となる意欲ある生徒や学生を対象とします。(1人年度内1回限り)⇒注意事項参照。

連帯保証人

- ・返済義務は、原則、奨学生本人が負い、その連帯保証人は2名用意してください。
 - ・連帯保証人のうち1名は、家族内であって、申請者の父母、兄弟姉妹又はこれに代わる法廷代理人です。
 - ・連帯保証人の1名は家族以外であって、独立して生計を営み、奨学資金の返済に関し保証能力のある成人です。また、原則、町内に住所を有し、年齢は、申請年度末で満65歳以内の者とします。
 - ・各種税等の滞納がない者とします。
- ※ 「連帯保証人」は、奨学資金を借りる本人と同じ責任を負います。(必ず、連帯保証人になる方にご説明ください。)

返済方法

- ・卒業等により貸与が終了した後、無利子で貸付終了の6ヶ月経過後から貸付期間の2倍の期間で返済していただきます。
 - ・原則として、月賦・半年賦・年賦のいずれかで返済していただきます。(全額又は一部を繰り上げての返済も可能です。)
 - ・返済者名は奨学生本人とし、自動引落又は振込で返済していただきます。なお、育英会事務局から引き落としをすることはありませんので、金融機関の窓口でお手続きをお願いします。
- ※ 貸付期間中、返済完了前に奨学生本人、保護者、連帯保証人の身分、氏名、住所、連絡先、職業、その他重要な事項に異動があった場合は、直ちに異動届を教育委員会に提出してください。

提出書類

- ① 奨学資金貸与申請書(I・II・III) (様式第1号)
- ② 奨学生推薦書 (様式第2号)
- ③ 進学支度金貸付申請書 (様式第3号)
- ④ 海外研修・留学等支度金貸付申請書 (様式第4号)
- ⑤ 国際大会参加等支度金申請書 (様式第5号)
- ⑥ 完納証明書(役場窓口で取得してください。) …連帯保証人2名分
⇒税等の滞納のない証明書。申請期日の1ヶ月以内に発行されたもの。
- ⑦ **令和4年度(令和3年分)所得証明書**(保護者のみ、役場窓口で取得してください。)※共働き世帯は、2名分の所得証明が必要となります。

★募集要領・各様式は、教育委員会窓口でも受け取ることが可能です。

注意事項

※奨学資金⑤について

国内で開催される国際大会等については申請できません。その他、町の補助金や激励金等との併用はできません。

※提出書類②について

- ・新入学生 … 直前に卒業した学校長の推薦書を取得してください。なお、学校長の異動・退職の可能性に留意し、早めに取得してください。
- ・新入学生以外の在学学生…現在在学する学校長の推薦書を取得してください。
- ・推薦書は、開封しないまま封筒ごと提出してください。

申込期間

申込期間 : 随時受付

提出先 : 綾町教育委員会

受付時間 : 8:30~17:15 ※土日、祝日を除く

申込後の流れ

申請書提出 → 奨学生選考委員会 → 貸付可否通知書の送付
→ 借入手続き → 奨学金振込

※貸付は、奨学生本人名義の通帳に振り込みます。

※進学支度金、海外研修・留学等支度金、国際大会参加等支度金については、書類審査後、貸付許可になり次第振り込みます。

問い合わせ・連絡先

綾町教育委員会 教育総務課

〒880-1303 綾町大字南俣546-1

TEL: 0985-77-1183

FAX: 0985-77-3126



綾町育英会からのお知らせ

～ 新型コロナウイルス感染症緊急支援対策について ～

綾町育英会奨学生 返済計画の変更相談受付について

綾町育英会の奨学生は、貸与が終了した後、無利子で貸付終了の6ヶ月経過後から貸付期間の2倍の期間で返済することになっていますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により家計の状況が急激に悪化された方については、当初提出いただいた返済計画書の変更に関する相談を受け付けます。

※綾町育英会事務局でのヒアリング(相談)を実施後、必要な書類を提出いただき審査を行います。

例)毎月 20,000 円の返済 ⇒ 毎月 10,000 円の返済で期間を延長

※詳しくは(綾町教育委員会 教育総務課)へお問い合わせください。